

決 定 要 旨

被 審 人 (住所) 神奈川県
(氏名) A

上記被審人に対する平成 22 年度(判)第 42 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 57 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 23 年 4 月 18 日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項第 14 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 23 年 2 月 16 日

金融庁長官 三國谷勝範

(参考)「審判手続開始決定書」の引用部分

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

金融商品取引法第 178 条第 1 項第 14 号に該当

被審人は、東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場されていた（平成 22 年 7 月 1 日付で大阪証券取引所において上場廃止）北越紀州製紙株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、約定させる意思のない売り注文を発注したり、さきに約定可能性のない程度に上値に指値変更していた売り注文につき、約定させる意思がないのに、最良気配値又はその上値付近に再度指値変更する一方、約定させる意思のない買い注文を発注したり、さきに約定可能性がない程度に下値に指値変更していた買い注文につき、約定させる意思がないのに、最良気配値又はその下値付近に再度指値変更するなどの方法により、東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号所在の株式会社東京証券取引所において、

ア 株式会社 B 証券、C 証券株式会社及び D 証券株式会社を介し、平成 22 年 6 月 14 日午後零時 35 分ころから同日午後 1 時 54 分ころまでの間、別表「売買の委託株数」欄記載の同株式 102 万 6000 株の売り注文の発注等及び 116 万 7500 株の買い注文の発注等を行うとともに、別表「売買株数」欄記載の合計 51 万株の売買を自己に有利な株価で約定させ、

イ 株式会社 B 証券、C 証券株式会社、D 証券株式会社及び E 証券株式会社を介し、平成 22 年 6 月 15 日午前 9 時 29 分ころから同日午後零時 21 分ころまでの間、別表「売買の委託株数」欄記載の同株式 117 万 6500 株の売り注文の発注等及び 149 万 7000 株の買い注文の発注等を行うとともに、別表「売買株数」欄記載の合計 54 万株の売買を自己に有利な株価で約定させ、

もって、自己の計算において、東京証券取引所市場第一部における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

法令の適用

金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項、第 159 条第 2 項第 1 号、第 176 条第 2 項

課徴金の計算の基礎

金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、

(1) 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の計算に

よる当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

及び

(2) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等又は買付け等の数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等又は売付け等の数量を超えている場合、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての金融商品取引法第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額、又は当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての金融商品取引法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

の合計額として算定。

ア 平成22年6月14日の違反行為にかかる課徴金の額については、

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量及び買付け等の数量は、それぞれ255,000株であることから、

当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(255,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (461 \text{ 円} \times 112,500 \text{ 株} + 462 \text{ 円} \times 136,500 \text{ 株} + 463 \text{ 円} \times 6,000 \text{ 株}) \\ & - (459 \text{ 円} \times 8,500 \text{ 株} + 460 \text{ 円} \times 102,000 \text{ 株} + 461 \text{ 円} \times 135,500 \text{ 株} \\ & \quad + 462 \text{ 円} \times 4,000 \text{ 株} + 463 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株}) \\ & = 253,500 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

(2) 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額253,500円となり、金融商品取引法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切捨て、250,000円となる。

イ 平成22年6月15日の違反行為にかかる課徴金の額については、

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量及び買付け等

の数量は、それぞれ 270,000 株であることから、

当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(270,000 株)に係るものについて、
自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該
有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (456 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} + 457 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株} + 458 \text{ 円} \times 9,500 \text{ 株} \\ & + 459 \text{ 円} \times 13,500 \text{ 株} + 460 \text{ 円} \times 39,000 \text{ 株} + 461 \text{ 円} \times 68,500 \text{ 株} \\ & + 462 \text{ 円} \times 67,000 \text{ 株} + 463 \text{ 円} \times 65,500 \text{ 株}) \\ - & (457 \text{ 円} \times 27,000 \text{ 株} + 459 \text{ 円} \times 37,500 \text{ 株} + 460 \text{ 円} \times 111,000 \text{ 株} \\ & + 461 \text{ 円} \times 48,500 \text{ 株} + 462 \text{ 円} \times 46,000 \text{ 株}) \\ = & 321,500 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

(2) 当該超える数量が 0 株であることから、0 円

の合計額 321,500 円となり、金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満
の端数を切捨て、320,000 円となる。

別表

取引年月日	証券会社名	売買の委託株数(延べ株数)			売買株数		
		買付	売付	合計	買付	売付	合計
ア H22.6.14	B証券	423,500	412,500	836,000	160,000	160,000	320,000
	C証券	401,500	308,500	710,000	65,000	65,000	130,000
	D証券	342,500	305,000	647,500	30,000	30,000	60,000
	計	1,167,500	1,026,000	2,193,500	255,000	255,000	510,000
イ H22.6.15	B証券	489,000	397,500	886,500	110,000	110,000	220,000
	C証券	561,000	427,000	988,000	75,000	75,000	150,000
	D証券	25,000	25,000	50,000	25,000	25,000	50,000
	E証券	422,000	327,000	749,000	60,000	60,000	120,000
	計	1,497,000	1,176,500	2,673,500	270,000	270,000	540,000